

香川用水記念公園の指定管理者

公募施設（指定の公表）

香川用水記念公園の指定管理者の公募を行い、香川用水記念公園指定管理者評価委員会での評価結果を踏まえ、総合的に判断した上で、候補者を選定し、令和7年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

- 1 申請団体数 1団体
- 2 申請期間 令和7年9月5日から令和7年9月19日まで
- 3 指定管理候補者 公益財団法人かがわ水と緑の財団（高松市東植田町）
- 4 指定予定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 評価委員会における評価結果

申請者から提出された書類の確認やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式により評価した。

（1）評価基準

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。 不当な利用制限項目の有無	(確保されない場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、利用促進、サービスの向上が図られるものであること。 ①施設の設置目的との適合性 ②利用者に対するサービスの向上 ③施設の利用促進への取組み ④その他新規、魅力的な提案の有無	3 5
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。 ①当該施設の管理運営に係る県の経費 ②実現の可能性（経費節減の具体的な内容）	2 5
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。 ①申請者の実績 ②人的能力（管理運営組織） ③物的・人的能力（経営基盤） ④申請者の安定性・信頼性 ⑤申請者の取組み姿勢 ⑥個人情報の適正な取扱いの確保 ⑦関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	2 5
(5) 地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること。 ①県内に本店又は主たる事務所を有する法人等であるか ②県内雇用の確保等 ・県内からの雇用に配慮されているか ・物品・役務の調達における県内事業者への発注などが予定されているか 等	(確保されない場合は、失格) 1 5

（2）評価委員会の開催経緯

- ・第1回評価委員会（R7.9.30～10.7）
香川用水記念公園の概要説明、申請内容等の確認、書類による資格審査
- ・第2回評価委員会（R7.10.14）
プレゼンテーション、事業計画書の評価とその結果の審議、指定管理者候補者の選定

(3) 評価結果

※点数は、評価委員の平均

	公益財団法人かがわ水と緑の財団
得 点	76.4

- ・評価基準(1)について、平等な利用が確保できるものと評価された。
- ・評価基準(2)について、既存サービスを継続するとともに、積極的なPR活動や自主事業の実施など、施設の利用促進策についての具体的な工夫がなされており、利用者サービスの向上が図られるものと評価された。
- ・評価基準(3)について、管理経費の節減が図られ、収支計画も妥当であると評価された。
- ・評価基準(4)について、運営体制の安定性及び信頼性が評価された。
- ・評価基準(5)について、県内雇用の確保の取組が評価された。

6 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

	事業計画	現 行
開館時間 (水の資料館)	9:00～17:00	9:00～17:00
休館日 (水の資料館)	12月～3月の毎週木曜日 及び年末年始	12月～3月の毎週木曜日 及び年末年始
貸館料 (水の資料館)	無料	無料
県からの年間委託料	(指定予定期間中の平均) 63,800,000円	(指定期間(R3年4月～R8年3月)中の平均) 48,822,720円

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

(2) その他利用者サービス向上策

- ・小学校（学級）単位での環境学習会、夏休みに「わたしたちのくらしと水」の体験教室、香川用水のパネル点、水の資料館でのクイズラリー、花の植付体験教室・もみじのしおり作り教室等を実施し、来園者に対して水の大切さや香川用水の理解を深める取り組みを行う。
- ・水の資料館にてアンケート調査を実施し、管理運営に利用者の声を反映させる。

(3) 経費節減策

- ・日常の公園清掃を職員が実施し、清掃委託料の節減を図る。
- ・施設等の更新は優先順位をつけて計画的に実施し、修繕費の節減を図る。
- ・電力消費のデマンド管理を実施し、経費の節減を図る。

(参考) 評価委員会委員

	役 職 名	氏 名
委員長	香川県農政水産部長	桑原 仁
委 員	香川県農政水産部土地改良課長	松平 和也
委 員	香川用水土地改良区事務局長	井川 一郎
委 員	公認会計士	森川 さち子
委 員	社会保険労務士	菅 昭年